



鳥取県公報

令和2年7月3日(金)
号外第64号

毎週火・金曜日発行

目 次

| | |
|-------|--|
| ◇ 条 例 | 鳥取県税条例の一部を改正する条例(39)(税務課)・・・・・・・・・・ 5 |
| | 鳥取県特定個人情報の利用及び提供に関する条例及び鳥取県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例(40)(情報政策課)・・・・・・・・・・ 6 |
| | 職員の特殊勤務手当に関する条例及び警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例(41)(人事企画課)・・・・・・・・・・ 8 |
| | 鳥取県屋外広告物条例及び鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例(42)(住まいまちづくり課)・・・・・・・・・・ 10 |
| | 鳥取県営鳥取空港の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例(43)(空港港湾課)・・・・・・・・・・ 15 |
| | 鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例(44)(会計指導課)・・・・・・・・・・ 16 |
| | 鳥取県営病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例(45)(病院局総務課)・・ 17 |
| | 米子境港都市計画事業米子駅前通り土地区画整理事業の施行に関する条例を廃止する条例(46)(技術企画課)・・・・・・・・・・ 18 |

==== 公布された条例のあらまし =====

◇鳥取県税条例の一部を改正する条例

1 条例の改正理由

寄附金税額控除の対象として指定している法人の指定の期間を更新する。

2 条例の概要

- (1) 個人県民税の寄附金税額控除の対象としている特定非営利活動法人倉吉鴨水館に対して支出された寄附金の当該寄附金税額控除の指定の期間を令和2年8月1日から令和7年7月31日まで（現行 平成27年8月1日から令和2年7月31日まで）に更新する。
- (2) 施行期日等
 - ア 施行期日は、令和2年8月1日とする。
 - イ 所要の経過措置を講ずる。

◇鳥取県特定個人情報利用及び提供に関する条例及び鳥取県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例

1 条例の改正理由

申請等の際に提出する書類の削減等により県民の利便の向上を図るため、個人番号を利用することができる事務及び本人確認情報の利用をすることができる事務を拡大する。

2 条例の概要

- (1) 鳥取県特定個人情報利用及び提供に関する条例の一部改正
 - ア 個人番号を利用することができる事務に、私立の高等学校の専攻科への就学に要する費用の援助に関する事務を追加する。
 - イ その他所要の規定の整備を行う。
- (2) 鳥取県住民基本台帳法施行条例の一部改正
 - ア 本人確認情報の利用をすることができる事務に、(1)アの事務を追加する。
 - イ その他所要の規定の整備を行う。
- (3) 施行期日は、公布の日とする。

◇職員の特殊勤務手当に関する条例及び警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

1 条例の改正理由

新型コロナウイルス感染症の感染の危険を伴う業務の特殊性に鑑み、職員及び警察職員に支給する特殊勤務手当について所要の改正を行う。

2 条例の概要

- (1) 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正
 - ア 職員が、新型コロナウイルス感染症から県民の生命及び健康を保護するために緊急に行われる感染の危険を伴う業務であって、人事委員会が定めるものに従事したときは、防疫等業務手当を支給する。
 - イ アの手当の額は、業務に従事した日1日につき3,000円（新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いがある者の身体に接触して又はこれらの者に長時間にわたり接して行う業務その他人事委員会がこれに準ずると認める業務に従事した場合にあつては、4,000円）とする。
- (2) 警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正
 - ア 警察職員に支給する特殊勤務手当について、(1)と同様の改正を行う。
- (3) 施行期日等
 - ア 施行期日は、公布の日とする。
 - イ (1)及び(2)は、令和2年2月1日から適用する。
 - ウ 所要の経過措置を講ずる。

◇鳥取県屋外広告物条例及び鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

1 条例の改正理由

屋外広告物の劣化等に起因する事故の発生を防止するため、広告物又は掲出物件（以下「広告物等」という。）の点検義務を課すこととする等、所要の改正を行う。

2 条例の概要

(1) 鳥取県屋外広告物条例の一部改正

ア 広告物を表示し、又は掲出物件を設置することについて許可を受けた者は、当該許可に係る広告物の表示又は掲出物件の設置を完了したときは、エの点検の結果の記録（建築基準法の規定による検査が行われ、同法の検査済証の交付を受けた広告物等にあつては、当該検査済証）を添えてその旨を知事に届け出なければならない。

イ 広告物を表示し、又は掲出物件を設置することについて許可を受けた者は、許可の期間の満了後に引き続き当該広告物を表示し、又は当該掲出物件を設置しようとするときは、オの点検の結果の記録を提出して許可の更新を受けなければならない。

ウ 広告物等の所有者又は占有者は、当該広告物等を、良好な景観の形成を妨げ、美観風致を害し、又は公衆に対し危害を及ぼすおそれのないよう管理しなければならないこととする。

エ 広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者若しくはこれらを管理する者又は広告物等の所有者若しくは占有者は、当該広告物の表示又は掲出物件の設置の完了後、規則で定めるところにより、当該広告物等の表示又は設置が適正になされているかどうか、当該広告物等の本体及びその附属物並びにこれらを支持し、又は取り付けている構造物又は部材について点検を行い、その結果を記録しなければならない。ただし、建築基準法の規定による検査が行われ、検査済証の交付を受けた広告物等及び他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれのない広告物等として規則で定めるものについては、この限りでない。

オ 広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者若しくはこれらを管理する者又は広告物等の所有者若しくは占有者は、規則で定めるところにより、当該広告物等の本体及びその附属物並びにこれらを支持し、又は取り付けている構造物又は部材の劣化及び損傷の状況について点検を行い、その結果を記録しなければならない。ただし、他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれのない広告物等として規則で定めるものについては、この限りでない。

カ 知事は、エ又はオに違反した広告物を表示し、又は掲出物件を設置し、又はこれらを管理する者に対し、これらの表示若しくは設置の停止を命じ、又は相当の期限を定め、これらの除却その他良好な景観を形成し、風致を維持し、若しくは公衆に対する危害を防止するために必要な措置を命ずることができる。

キ カの規定による命令に違反した者は、50万円以下の罰金に処する。

ク その他所要の規定の整備を行う。

(2) 鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正

(1)アの広告物の表示等の完了の届出の受理の事務及び(1)イの許可の更新の事務を米子市、境港市及び各町村に移譲する。

(3) 施行期日等

ア 施行期日は、公布の日とする(1)ウ及びクの一部に関する事項を除き、令和3年4月1日とする。

イ 所要の経過措置を講ずる。

◇鳥取県宮鳥取空港の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

1 条例の改正理由

鳥取東京線の5便化が延長されることに伴い、所要の改正を行う。

2 条例の概要

(1) 鳥取東京線の航空機に係る着陸料の軽減期間は、令和5年3月25日まで（現行 令和2年10月24日まで）とする。

(2) 施行期日は、公布の日とする。

◇鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例

1 条例の改正理由

農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（以下「農産物輸出促進法」という。）に基づく事務について、新たに手数料を徴収する。

2 条例の概要

(1) 次のとおり新たに手数料を徴収する。

ア 農産物輸出促進法第15条第2項の規定に基づく輸出証明書の発行 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律施行規則（以下「農産物輸出促進法施行規則」という。）第4条第1号に規定する衛生証明書 1件につき420円

(イ) 農産物輸出促進法施行規則第4条第3号に規定する漁獲証明書等 1件につき420円

イ 農産物輸出促進法第17条第2項の規定に基づく適合施設の認定 1件につき10,400円

(2) 施行期日等

ア 施行期日は、公布の日とする。

イ 所要の経過措置を講ずる。

◇鳥取県営病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

1 条例の改正理由

保険医療機関及び保険医療養担当規則の一部改正に伴い、非紹介患者加算料について所要の改正を行う。

2 条例の概要

(1) 鳥取県立厚生病院の非紹介患者加算料について、手数料の額を次のとおり改める。

| 区分 | | 金額 | |
|--------------------|----|-------------------------|----------------------------------|
| | | 非課税とされる助産に係る資産の譲渡等に係るもの | 非課税とされる助産に係る資産の譲渡等以外の資産の譲渡等に係るもの |
| 選定療養のうち 初診に係るもの | 医科 | 1回につき 5,000円（現行 1,500円） | 1回につき 5,500円（現行 1,650円） |
| | 歯科 | 1回につき 3,000円（現行 1,500円） | 1回につき 3,300円（現行 1,650円） |
| 選定療養のうち 再診に係るもの | 医科 | 1回につき 2,500円（新設） | 1回につき 2,750円（新設） |
| | 歯科 | 1回につき 1,500円（新設） | 1回につき 1,650円（新設） |

(2) 施行期日は、令和2年10月1日とする。

◇米子境港都市計画事業米子駅前通り土地区画整理事業の施行に関する条例を廃止する条例

1 条例の廃止理由

米子境港都市計画事業米子駅前通り土地区画整理事業が完了したことに伴い、当該事業の施行について定める条例を廃止する。

2 条例の概要

(1) 米子境港都市計画事業米子駅前通り土地区画整理事業の施行に関する条例は、廃止する。

(2) 施行期日等

ア 施行期日は、公布の日とする。

イ 鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例及び鳥取県附属機関条例について、所要の規定の整備を行う。

条 例

鳥取県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年7月3日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第39号

鳥取県税条例の一部を改正する条例

鳥取県税条例（平成13年鳥取県条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

| 改 正 後 | 改 正 前 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|------------|--|----|---|--|--|----------------|------------|---|---|--|--|--|----|------------|----|---|--|--|----------------|------------|--|---|--|--|
| <p>(寄附金税額控除)</p> <p>第24条の4 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 法第37条の2第1項第4号の条例で定める住民の福祉の増進に寄与する寄附金は、同号に規定する寄附金のうち、次の表に掲げる法人に対する同表の右欄に定める期間内に支出された寄附金（特別の利益が当該納税義務者に及ぶと認められるものを除く。）とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">名称</th> <th style="width: 30%;">主たる事務所の所在地</th> <th style="width: 50%;">期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>特定非営利活動法人倉吉鴨水館</td> <td>倉吉市下田中町801</td> <td style="text-align: center;"><u>令和2年8月1日</u> から<u>令和7年7月31日</u>まで</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> | 名称 | 主たる事務所の所在地 | 期間 | 略 | | | 特定非営利活動法人倉吉鴨水館 | 倉吉市下田中町801 | <u>令和2年8月1日</u> から <u>令和7年7月31日</u> まで | 略 | | | <p>(寄附金税額控除)</p> <p>第24条の4 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 法第37条の2第1項第4号の条例で定める住民の福祉の増進に寄与する寄附金は、同号に規定する寄附金のうち、次の表に掲げる法人に対する同表の右欄に定める期間内に支出された寄附金（特別の利益が当該納税義務者に及ぶと認められるものを除く。）とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">名称</th> <th style="width: 30%;">主たる事務所の所在地</th> <th style="width: 50%;">期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>特定非営利活動法人倉吉鴨水館</td> <td>倉吉市下田中町801</td> <td style="text-align: center;"><u>平成27年8月1日</u> から<u>令和2年7月31日</u>まで</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> | 名称 | 主たる事務所の所在地 | 期間 | 略 | | | 特定非営利活動法人倉吉鴨水館 | 倉吉市下田中町801 | <u>平成27年8月1日</u> から <u>令和2年7月31日</u> まで | 略 | | |
| 名称 | 主たる事務所の所在地 | 期間 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 略 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 特定非営利活動法人倉吉鴨水館 | 倉吉市下田中町801 | <u>令和2年8月1日</u> から <u>令和7年7月31日</u> まで | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 略 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 名称 | 主たる事務所の所在地 | 期間 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 略 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 特定非営利活動法人倉吉鴨水館 | 倉吉市下田中町801 | <u>平成27年8月1日</u> から <u>令和2年7月31日</u> まで | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 略 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年8月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に改正前の鳥取県税条例第24条の4第4項に規定する特定非営利活動法人倉吉鴨水館に対して支出した寄附金については、同項の規定は、なおその効力を有する。

鳥取県特定個人情報の利用及び提供に関する条例及び鳥取県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年7月3日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第40号

鳥取県特定個人情報の利用及び提供に関する条例及び鳥取県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例

(鳥取県特定個人情報の利用及び提供に関する条例の一部改正)

第1条 鳥取県特定個人情報の利用及び提供に関する条例(平成28年鳥取県条例第9号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

| 改 正 後 | | | | 改 正 前 | | | |
|-------------|---------------------------------------|---|----------------------|-------------|---------------------------------------|---|----------------------|
| 別表第1(第3条関係) | | | | 別表第1(第3条関係) | | | |
| 略 | | | | 略 | | | |
| 5 | 知事 | 私立の高等学校等(高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成22年法律第18号)第2条に規定する高等学校等をいう。)への就学に要する費用の援助に関する事務(法別表第1の91の項に掲げる事務を除く。)であって、規則で定めるもの | | 5 | 知事 | 私立の高等学校等(高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成22年法律第18号)第2条に規定する高等学校等をいう。)への就学に要する費用の援助に関する事務(法別表第1の91の項に掲げる事務を除く。)であって、規則で定めるもの | |
| 6 | 知事 | 私立の高等学校の専攻科への就学に要する費用の援助に関する事務であって、規則で定めるもの | | | | | |
| 7 | 略 | | | 6 | 略 | | |
| 8 | 略 | | | 7 | 略 | | |
| 9 | 略 | | | 8 | 略 | | |
| 10 | 略 | | | 9 | 略 | | |
| 別表第2(第3条関係) | | | | 別表第2(第3条関係) | | | |
| 略 | | | | 略 | | | |
| 教育委員会 | 別表第1の <u>8の項</u> 又は <u>9の項</u> に掲げる事務 | 法別表第2の113の項第4欄に掲げる情報 | | 教育委員会 | 別表第1の <u>7の項</u> 又は <u>8の項</u> に掲げる事務 | 法別表第2の113の項第4欄に掲げる情報 | |
| 略 | | | | 略 | | | |
| 別表第3(第4条関係) | | | | 別表第3(第4条関係) | | | |
| 知事 | 教育委員会 | 別表第1の <u>8の項</u> 又は <u>9の項</u> に掲げる事務 | 法別表第2の113の項第4欄に掲げる情報 | 知事 | 教育委員会 | 別表第1の <u>7の項</u> 又は <u>8の項</u> に掲げる事務 | 法別表第2の113の項第4欄に掲げる情報 |
| 知事 | 教育委員会 | 別表第1の <u>10の項</u> に掲げる事務 | 法別表第2の106の項第4欄に掲げる情報 | 知事 | 教育委員会 | 別表第1の <u>9の項</u> に掲げる事務 | 法別表第2の106の項第4欄に掲げる情報 |

| | |
|---|---|
| 略 | 略 |
|---|---|

(鳥取県住民基本台帳法施行条例の一部改正)

第2条 鳥取県住民基本台帳法施行条例（平成14年鳥取県条例第42号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|---|
| <p>(本人確認情報を利用することができる事務)</p> <p>第2条 法第30条の15第1項第2号に規定する条例で定める事務は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(18) 略</p> <p>(19) 鳥取県特定個人情報の利用及び提供に関する条例（平成28年鳥取県条例第9号。以下「個人番号条例」という。）別表第1の1の項から<u>7の項</u>までに掲げる事務</p> <p>(本人確認情報を提供する執行機関及び事務)</p> <p>第3条 法第30条の15第2項第2号に規定する条例で定める執行機関は、次の各号に掲げる執行機関とし、同項第2号に規定する条例で定める事務は、当該各号に掲げる執行機関の区分に応じ、当該各号に定める事務とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 教育委員会 個人番号条例別表第1の<u>8の項</u>から<u>10の項</u>までに掲げる事務</p> | <p>(本人確認情報を利用することができる事務)</p> <p>第2条 法第30条の15第1項第2号に規定する条例で定める事務は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(18) 略</p> <p>(19) 鳥取県特定個人情報の利用及び提供に関する条例（平成28年鳥取県条例第9号。以下「個人番号条例」という。）別表第1の1の項から<u>6の項</u>までに掲げる事務</p> <p>(本人確認情報を提供する執行機関及び事務)</p> <p>第3条 法第30条の15第2項第2号に規定する条例で定める執行機関は、次の各号に掲げる執行機関とし、同項第2号に規定する条例で定める事務は、当該各号に掲げる執行機関の区分に応じ、当該各号に定める事務とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 教育委員会 個人番号条例別表第1の<u>7の項</u>から<u>9の項</u>までに掲げる事務</p> |

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

職員の特殊勤務手当に関する条例及び警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年7月3日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第41号

職員の特殊勤務手当に関する条例及び警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

(職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第1条 職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和27年鳥取県条例第39号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|---|
| <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1～3 略</p> <p><u>(新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対応するための防疫等業務手当の特例)</u></p> <p><u>4 職員が、新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令(令和2年政令第11号)第1条に規定する新型コロナウイルス感染症(以下「新型コロナウイルス感染症」という。)から県民の生命及び健康を保護するために緊急に行われる感染の危険を伴う業務であって人事委員会が定めるものに従事したときは、防疫等業務手当を支給する。この場合においては、第4条の規定は適用しない。</u></p> <p><u>5 前項の手当の額は、職員が業務に従事した日1日につき3,000円(新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いがある者の身体に接触して又はこれらの者に長時間にわたり接して行う業務その他人事委員会がこれに準ずると認める業務に従事した場合にあつては、4,000円)とする。</u></p> | <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1～3 略</p> |

(警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第2条 警察職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和29年鳥取県条例第40号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|---|
| <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1～7 略</p> <p><u>(新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対応するための防疫等業務手当の支給)</u></p> <p><u>8 職員が、新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令(令和2年政令第11号)第1条に規定する新型コロナウイルス感染症(以下「新型コロナウイルス感染症」という。)から県</u></p> | <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1～7 略</p> |

民の生命及び健康を保護するために緊急に行われる感染の危険を伴う業務であって人事委員会が定めるものに従事したときは、防疫等業務手当を支給する。

- 9 前項の手当の額は、職員が業務に従事した日1日につき3,000円（新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いがある者の身体に接触して又はこれらの者に長時間にわたり接して行う業務その他人事委員会がこれに準ずると認める業務に従事した場合にあっては、4,000円）とする。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の職員の特殊勤務手当に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定及び第2条の規定による改正後の警察職員の特殊勤務手当に関する条例の規定は、令和2年2月1日から適用する。

(手当の内払)

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の職員の特殊勤務手当に関する条例の規定に基づいて支給された特殊勤務手当は、改正後の条例の規定による特殊勤務手当の内払とみなす。

鳥取県屋外広告物条例及び鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年7月3日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第42号

鳥取県屋外広告物条例及び鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

(鳥取県屋外広告物条例の一部改正)

第1条 鳥取県屋外広告物条例(昭和37年鳥取県条例第31号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|---|
| <p>目次</p> <p>第1章 略</p> <p>第2章 広告物等についての規制 (<u>第1条の3-第7条の5</u>)</p> <p>第3章~第7章 略</p> <p>附則</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、<u>良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために、屋外広告物法(昭和24年法律第189号。以下「法」という。)の規定に基づき、屋外広告物(以下「広告物」という。)の表示及び広告物を掲出する物件(以下「掲出物件」という。)の設置並びにこれらの維持並びに屋外広告業について、必要な規制を行うことを目的とする。</u></p> <p>第2章 広告物等についての規制</p> <p>(<u>広告物等の原則</u>)</p> <p><u>第1条の3 広告物又は掲出物件(以下「広告物等」という。)は、良好な景観の形成を妨げ、美観風致を害すおそれのないものでなければならない。</u></p> <p><u>2 広告物等は、公衆に対し危害を及ぼすおそれのない安全なものでなければならない。</u></p> <p>(禁止)</p> <p>第2条 次に掲げる地域又は場所においては、広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。</p> <p>(1)~(3) 略</p> <p>(4) 東郷池及び<u>これから200メートル以内の地域</u>(知事が指定する地域を除く。)</p> | <p>目次</p> <p>第1章 略</p> <p>第2章 広告物等についての規制 (<u>第2条-第7条の4</u>)</p> <p>第3章~第7章 略</p> <p>附則</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、屋外広告物法(昭和24年法律第189号。以下「法」という。)の規定に基づき、屋外広告物(以下「広告物」という。)の表示及び広告物を掲出する物件(以下「掲出物件」という。)の設置並びにこれらの維持並びに屋外広告業について、必要な規制を行うことを目的とする。</p> <p>第2章 広告物等についての規制</p> <p>(禁止)</p> <p>第2条 次に掲げる地域又は場所においては、広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。</p> <p>(1)~(3) 略</p> <p>(4) 東郷池及び湖山池並びに<u>これから200メートル以内の地域</u>(知事が指定する地域を除く。)</p> |

| | |
|--|--|
| <p>(5)～(7) 略 2・3 略</p> <p>(制限) 第3条 略 2・3 略</p> <p>4 <u>第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る広告物の表示又は掲出物件の設置を完了したときは、遅滞なく、第7条の3第1項の点検の結果の記録（建築基準法（昭和25年法律第201号）第88条第1項において準用する同法第7条第4項の規定による検査が行われ、同法第88条第1項において準用する同法第7条第5項の検査済証の交付を受けた広告物等にあつては、当該検査済証）を添えてその旨を知事に届け出なければならない。</u></p> <p>5 <u>第1項の許可を受けた者は、許可の期間の満了後に引き続き当該広告物を表示し、又は当該掲出物件を設置しようとするときは、第7条の3第2項の点検の結果の記録を提出して許可の更新を受けなければならない。この場合においては、第2項及び第3項の規定を準用する。</u></p> <p>(適用の除外) 第3条の2 次に掲げる<u>広告物等</u>については、前2条の規定は、適用しない。</p> <p>(1)～(3) 略 2 略 3 自己の氏名、名称、店名、屋号若しくは商標、自己の事業若しくは営業の内容若しくは自己の居所若しくは事業所若しくは営業所の位置（別表において「自己の氏名等」という。）を表示するための広告物又はこれを掲出する物件（前項第1号に掲げるものを除く。）については、<u>知事の許可を受けて表示し、又は設置する場合に限り、第2条第1項の規定は、適用しない。</u></p> <p>4 前条第2項から第5項までの規定は、前項の規定による許可について準用する。</p> <p>(許可の内容の変更) 第4条 略 2 第3条第3項及び第4項の規定は、前項の規定による許可について準用する。</p> <p>(管理義務)</p> | <p>(5)～(7) 略 2・3 略</p> <p>(制限) 第3条 略 2・3 略</p> <p>(適用の除外) 第3条の2 次に掲げる<u>広告物又は掲出物件（以下「広告物等」という。）</u>については、前2条の規定は、適用しない。</p> <p>(1)～(3) 略 2 略 3 自己の氏名、名称、店名、屋号若しくは商標、自己の事業若しくは営業の内容若しくは自己の居所若しくは事業所若しくは営業所の位置（別表において「自己の氏名等」という。）を表示するための広告物又はこれを掲出する物件（前項第1号に掲げるものを除く。）のうち<u>知事の許可を受けたもの</u>については、第2条第1項の規定は、適用しない。</p> <p>4 前条第2項及び第3項の規定は、前項の規定による許可について準用する。</p> <p>(許可の内容の変更) 第4条 略 2 第3条第3項の規定は、前項の規定による許可について準用する。</p> <p>(管理義務)</p> |
|--|--|

第7条の2 広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者若しくはこれらを管理する者又は広告物等の所有者若しくは占有者は、当該広告物等を、良好な景観の形成を妨げ、美観風致を害し、又は公衆に対し危害を及ぼすおそれのないよう管理しなければならない。

(点検義務)

第7条の3 広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者若しくはこれらを管理する者又は広告物等の所有者若しくは占有者は、当該広告物の表示又は掲出物件の設置の完了後、規則で定めるところにより、当該広告物等の表示又は設置が適正になされているかどうか、当該広告物等の本体及びその附属物並びにこれらを支持し、又は取り付けている構造物又は部材について点検を行い、その結果を記録しなければならない。ただし、建築基準法第88条第1項において準用する同法第7条第4項の規定による検査が行われ、同法第88条第1項において準用する同法第7条第5項の検査済証の交付を受けた広告物等及び他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれのない広告物等として規則で定めるものについては、この限りでない。

2 広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者若しくはこれらを管理する者又は広告物等の所有者若しくは占有者は、規則で定めるところにより、当該広告物等の本体及びその附属物並びにこれらを支持し、又は取り付けている構造物又は部材の劣化及び損傷の状況について点検を行い、その結果を記録しなければならない。ただし、他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれのない広告物等として規則で定めるものについては、この限りでない。

(広告物等の表示の方法等の基準)

第7条の4 略

(除却義務)

第7条の5 略

(違反等に対する措置)

第8条 知事は、第2条、第3条第1項、第4条第1項、第7条の3、第7条の4若しくは前条第1項若しくは第2項の規定若しくは第3条第3項(第3条第5項、第3条の2第4項又は第4条第2項において準用する場合を含む。第9条の2において同

第7条の2 広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者又はこれらを管理する者は、当該広告物等を、良好な景観の形成を妨げ、美観風致を害し、又は公衆に対し危害を及ぼすおそれのないよう管理しなければならない。

(広告物等の表示の方法等の基準)

第7条の3 略

(除却義務)

第7条の4 略

(違反等に対する措置)

第8条 知事は、第2条、第3条第1項、第4条第1項、第7条の3若しくは前条第1項若しくは第2項の規定若しくは第3条第3項(第3条の2第4項又は第4条第2項において準用する場合を含む。第9条の2において同じ。)の規定により許可に付した

| | |
|--|---|
| <p>じ。)の規定により許可に付した条件(以下この項において「条件」という。)に違反した広告物を表示し、若しくはこれらの規定若しくは条件に違反した掲出物件を設置し、又はこれらを管理する者に対し、これらの表示若しくは設置の停止を命じ、又は相当の期限を定め、これらの除却その他良好な景観を形成し、風致を維持し、若しくは公衆に対する危害を防止するために必要な措置を命ずることができる。</p> <p>2 略</p> <p>第19条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>第7条の5第1項</u>の規定に違反して広告物等を除却しなかった者</p> <p>(4)～(6) 略</p> | <p>条件(以下この項において「条件」という。)に違反した広告物を表示し、若しくはこれらの規定若しくは条件に違反した掲出物件を設置し、又はこれらを管理する者に対し、これらの表示若しくは設置の停止を命じ、又は相当の期限を定め、これらの除却その他良好な景観を形成し、風致を維持し、若しくは公衆に対する危害を防止するために必要な措置を命ずることができる。</p> <p>2 略</p> <p>第19条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>第7条の4第1項</u>の規定に違反して広告物等を除却しなかった者</p> <p>(4)～(6) 略</p> |
|--|---|

(鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正)

第2条 鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例(平成11年鳥取県条例第35号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

| 改 正 後 | | 改 正 前 | |
|---|---------------------|---|---------------------|
| 別表(第2条関係) | | 別表(第2条関係) | |
| 事務 | 市町村等 | 事務 | 市町村等 |
| 略 | | 略 | |
| <p>33 鳥取県屋外広告物条例に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) <u>第3条第1項及び第3条の2第3項の規定による広告物の表示等の許可並びに第3条第5項(第3条の2第4項において準用する場合を含む。)の規定による許可の更新</u></p> <p>(2) <u>第3条第4項(第3条の2第4項及び第4条第2項において準用する場合を含む。)の規定による広告物の表示等の完了の届出の受理</u></p> <p>(3) 略</p> <p>(4) <u>第7条の5第3項</u>の規定による広告物等の除却の届出の受理</p> <p>(5) 略</p> | <p>米子市、境港市及び各町村</p> | <p>33 鳥取県屋外広告物条例に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 第3条第1項及び第3条の2第3項の規定による広告物の表示等の許可</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) <u>第7条の4第3項</u>の規定による広告物等の除却の届出の受理</p> <p>(4) 略</p> | <p>米子市、境港市及び各町村</p> |

| | | | |
|--------|--|--------|--|
| (6) 略 | | (5) 略 | |
| (7) 略 | | (6) 略 | |
| (8) 略 | | (7) 略 | |
| (9) 略 | | (8) 略 | |
| (10) 略 | | (9) 略 | |
| (11) 略 | | (10) 略 | |
| 略 | | 略 | |

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第1条中鳥取県屋外広告物条例第2条及び第7条の2の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の鳥取県屋外広告物条例（以下「新条例」という。）第3条第5項（新条例第3条の2第4項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定にかかわらず、この条例の施行の日前に第1条の規定による改正前の鳥取県屋外広告物条例の規定により行われた新条例第3条第5項の許可の更新に相当する許可の申請については、なお従前の例による。

鳥取県営鳥取空港の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年7月3日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第43号

鳥取県営鳥取空港の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県営鳥取空港の設置及び管理に関する条例（昭和42年鳥取県条例第24号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|--|
| <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1～3 略</p> <p>4 附則第2項に規定する航空機のうち東京国際空港との間の路線において一定の日時により航行するものに係る着陸料については、前2項の規定にかかわらず、<u>令和5年3月25日</u>までの間に限り、第16条第2項中「別表第1に定める金額」とあるのは、「別表第1に定める金額に4分の1を乗じて得た金額」とする。</p> | <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1～3 略</p> <p>4 附則第2項に規定する航空機のうち東京国際空港との間の路線において一定の日時により航行するものに係る着陸料については、前2項の規定にかかわらず、<u>令和2年10月24日</u>までの間に限り、第16条第2項中「別表第1に定める金額」とあるのは、「別表第1に定める金額に4分の1を乗じて得た金額」とする。</p> |

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年7月3日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第44号

鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例

鳥取県手数料徴収条例（平成12年鳥取県条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|---|
| <p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号の事務に応じて別に定める期限までに、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)～(265の6) 略</p> <p><u>(265の7) 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第57号）第15条第2項の規定に基づく輸出証明書の発行 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額</u></p> <p><u>ア 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律施行規則（令和2年財務省・厚生労働省・農林水産省令第1号）第4条第1号に規定する衛生証明書 1件につき420円</u></p> <p><u>イ 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律施行規則第4条第3号に規定する漁獲証明書等 1件につき420円</u></p> <p><u>(265の8) 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律第17条第2項の規定に基づく適合施設の認定 1件につき10,400円</u></p> <p>(266)～(328) 略</p> <p>2 略</p> | <p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号の事務に応じて別に定める期限までに、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)～(265の6) 略</p> <p>(266)～(328) 略</p> <p>2 略</p> |

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 令和7年4月1日前になされた農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律施行規則（令和2年財務省・厚生労働省・農林水産省令第1号）第4条第1号に規定する衛生証明書（大韓民国向け輸出水産動物等、台湾向け輸出貝類及び中華人民共和国向け輸出活水産物に係るものに限る。）及び同条第3号に規定する漁獲証明書等の発行に係る申請については、改正後の鳥取県手数料徴収条例第2条第1項の規定にかかわらず、同項第265号の7に規定する手数料は徴収しない。

鳥取県営病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年7月3日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第45号

鳥取県営病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県営病院事業の設置等に関する条例（昭和39年鳥取県条例第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、太枠で示すように改正する。

| 改 正 後 | | | | 改 正 前 | | | |
|------------------------------------|----|-------------------------|----------------------------------|------------------------------------|-------------|-------------------------|----------------------------------|
| 別表第1（第5条関係） 1～6 略 7 非紹介患者加算料 | | | | 別表第1（第5条関係） 1～6 略 7 非紹介患者加算料 | | | |
| 区分 | | 金額 | | 区分 | | 金額 | |
| | | 非課税とされる助産に係る資産の譲渡等に係るもの | 非課税とされる助産に係る資産の譲渡等以外の資産の譲渡等に係るもの | | | 非課税とされる助産に係る資産の譲渡等に係るもの | 非課税とされる助産に係る資産の譲渡等以外の資産の譲渡等に係るもの |
| 選定療養のうち初診に係るもの | 医科 | 1回につき 5,000円 | 1回につき 5,500円 | 選定療養のうち初診に係るもの | 鳥取県立中央病院 医科 | 1回につき 5,000円 | 1回につき 5,500円 |
| | 歯科 | 1回につき 3,000円 | 1回につき 3,300円 | | 鳥取県立中央病院 歯科 | 1回につき 3,000円 | 1回につき 3,300円 |
| 選定療養のうち再診に係るもの | 医科 | 1回につき 2,500円 | 1回につき 2,750円 | 選定療養のうち再診に係るもの | 鳥取県立中央病院 医科 | 1回につき 2,500円 | 1回につき 2,750円 |
| | 歯科 | 1回につき 1,500円 | 1回につき 1,650円 | | 鳥取県立中央病院 歯科 | 1回につき 1,500円 | 1回につき 1,650円 |
| 8～11 略 備考 略 | | | | 8～11 略 備考 略 | | | |

附 則

この条例は、令和2年10月1日から施行する。

米子境港都市計画事業米子駅前通り土地区画整理事業の施行に関する条例を廃止する条例をここに公布する。

令和2年7月3日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第46号

米子境港都市計画事業米子駅前通り土地区画整理事業の施行に関する条例を廃止する条例

米子境港都市計画事業米子駅前通り土地区画整理事業の施行に関する条例（昭和45年鳥取県条例第10号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
（鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正）
- 2 鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年鳥取県条例第35号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、太枠で示すように改正する。

| 改 正 後 | | 改 正 前 | |
|-----------|------|---|------|
| 別表（第2条関係） | | 別表（第2条関係） | |
| 事務 | 市町村等 | 事務 | 市町村等 |
| 略 | | 略 | |
| 38 削除 | | 38 土地区画整理法に基づく事務のうち、米子境港都市計画事業米子駅前通り土地区画整理事業の施行に関する条例（昭和45年鳥取県条例第10号）に規定する土地区画整理事業に係る事務で次に掲げるもの （1） 第110条第1項の規定による清算金の徴収及び交付 （2） 第110条第3項の規定による清算金の督促 （3） 第110条第5項の規定による清算金の徴収 （4） 第111条の規定による清算金の相殺 （5） 第112条第1項の規定による抵当権等が存する場合の清算金の供託 | 米子市 |
| 略 | | 略 | |

（鳥取県附属機関条例の一部改正）

- 3 鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、太枠で示すように改正する。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|-------|-------|
|-------|-------|

別表第1（第2条関係）

| 名称 | 調査審議する事項 |
|------------|-----------------------|
| 略 | |
| 鳥取県土地利用審査会 | 国土利用計画法第39条第2項に規定する事項 |
| 略 | |

別表第1（第2条関係）

| 名称 | 調査審議する事項 |
|---------------------------|-------------------------------------|
| 略 | |
| 鳥取県土地利用審査会 | 国土利用計画法第39条第2項に規定する事項 |
| 米子境港都市計画事業米子駅前通り土地区画整理審議会 | 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第56条第3項に規定する事項 |
| 米子駅前通り土地区画整理事業評価員 | 土地区画整理法第65条第3項に規定する事項 |
| 略 | |